

永平寺町ホームページバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、永平寺町ホームページ広告掲載取扱要綱(以下「要綱」という。)に基づき、永平寺町(以下「町」という。)が作成するホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、町ホームページトップページ下部とし、要綱8条の規定により掲載を決定したもののの中から、申込書の提出があった順とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 町ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は永平寺町ホームページ広告掲載取扱要綱第2条及び永平寺町広告取扱基準の規定に準ずるものとする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載単位は、月の初日から末日までの1月間とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第5条 広告主は、広告原稿を町長が指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(リンク先)

第6条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに永平寺町の担当部署に連絡するものとする。

(疑義等の決定)

第7条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第8条 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要領は、平成21年2月3日から施行する。